資料２

匿名データの匿名化基準（イメージ）

匿名化事項			匿名化処理基準	適用事例								
				総務省							厚生労働省	
				国勢調査	住宅・土地統計調査	就業構造基本調査	社会生活基礎調査		全国消費実態調査	労働力調査	国民生活基礎調査	
							調査票Ａ	調査票Ｂ			匿名データＡ	匿名データＢ
情報の削除	地域区分		公表結果より詳細な地域区分は提供不可 人口50万人未満の地域区分は提供不可	都道府県 市区（人口50万	都道府県	３大都市圏か否か	３大都市圏か否か	提供しない	３大都市圏か否か	提供しない	提供しない	提供しない
	リサンプリング	リサンプリング率	80%以下	１％	10%	80%	80%	80%	80%	80%	20%	20%
		母集団比率	１％以下	１％	0.6%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.08%		
	識別情報等の削除		調査区番号・世帯番号等の統計調査実施において調査客体を識別するための情報不可	調査区番号 世帯番号 町字 基本単位区番号	調査単位区番号 建物番号 住宅番号 世帯番号	調査区符号 世帯番号	調査区符号 世帯番号	調査区符号 世帯番号				
	項目の削除											
	出現頻度が少ない又は特徴的な値がある世帯の削除（閾値は原則0.5%基準）	世帯人員が多い世帯	該当する世帯の割合が0.5%未満となる世帯は提供不可									
		同一年齢の子供が多い世帯										
		年齢差の大きい夫婦のいる世帯										
		年齢差の大きい親子のいる世帯										
		年齢差の小さい親子のいる世帯										
		世帯主又は世帯主の配偶者のいずれか一方若しくは両方が外国人で子供の数が多い世帯										
		その他										
識別情報の分類区分の再編等	個人に関する項目（閾値は原則0.5%基準）	年齢	項目の分類区分内の割合が0.5%未満となる場合は他の分類区分と統合									
		世帯主との続柄										
		労働力状態										
		従業上の地位										
		産業										
		職業										
		その他										
	世帯に関する項目（閾値は原則0.5%基準）	世帯の種類										
		世帯人員										
		世帯の家族類型										
		住居の種類										
		住宅の所有の関係										
		住宅の建て方										
		家計の収入の種類										
		住宅の床面積										
		建物全体の階数										
		世帯が住んでいる階数										
		その他										
その他の匿	攪乱手法		スワッピング（一部世帯を他の地域の類似世帯と入れ替え）									
	集計用乗率		提供を行う地域区分より詳細な地域区分を推測可能な場合は、地域別にリサンプリング率を設定し、集計用乗率を再計算									